吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2021 年 4 月 28 日

昭和電工株式会社

2021年4月28日

東京都港区芝大門一丁目13番9号
昭和電工株式会社
代表取締役社長　森川　宏平

当社は、2021年4月21日付けで、昭和アルミニウム缶株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よって、下記のとおり、本吸収分割に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

当会社は、本吸収分割に際して、承継会社から分割対価の交付を受けません。当社が承継会社の発行済株式の全てを所有しているため、当社が承継会社から本吸収分割に際して金銭等の交付を受けないことは相当と考えます。

3. 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

4. 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はありません。

5. 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

承継会社の親会社である当社は、2021 年 1 月 28 日に、2021 年 6 月 1 日を効力発生日（予定）として、会社分割（吸収分割）により当社のアルミ缶事業を承継会社に継承することを含む一連の取引に関する基本契約を Apollo Global Management Inc 及びその関連会社が投資助言するファンドが保有する特別目的会社（以下「Apollo」といいます。) との間で締結しました。当該基本契約に基づく一連の取引により、承継会社は当社の連結子会社から外れる一方で、独立会社として Apollo に引き継がれる見込みです。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社は、2021 年 6 月 1 日及び 2021 年 8 月 2 日を効力発生日（いずれも予定）として、会社分割（吸収分割）により当社のアルミ缶事業を当社の 100%連結子会社である承継会社に、アルミ圧延品事業を同 100%非連結子会社である昭和電工堺アルミ株式会社に、それぞれ承継することを含む一連の取引に関する基本契約を、2021 年 1 月 28 日付けで、Apollo Global Management Inc.の関連会社が投資助言するファンドが保有する特別目的会社である Alpha Japan Acquisition 株式会社との間で締結しました。

また、当社は、アイ・シグマ・キャピタル株式会社が管理・運営するアイ・シグマ事業支援ファンド 3 号投資事業有限責任組合（以下「アイ・シグマ事業支援ファンド 3 号」といいます。）が発行済株式の全てを保有する SKT ホールディングス株式会社（以下「SKT ホールディングス」といいます。）が 2021 年 3 月 5 日から実施した、当社の連結子会社であった昭光通商株式会社（以下「昭光通商」といいます。）の普通株式（以下「昭光通商株式」といいます。）に対する公開買付けに、当社が保有する昭光通商株式のうち 3,160,306 株について応募し、4 月 22 日をもって昭光通商は当社の連結子会社から外れました。また、前述の応募に伴い、当社及び SKT ホールディングスが保有する昭光通商株式の取扱い等について定めた株主間契約をアイ・シグマ事業支援ファンド 3 号との間で 2021 年 3 月 4 日に締結しました。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2020年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は2,203,606百万円、負債の額は1,485,526百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておらず、本吸収分割後も、当社における資産の額は負債の額を十分上回る見込みです。

さらに、当社において、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

(2) 承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて

承継会社の2020年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は29,347百万円、負債の額は23,904百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、承継会社が当社から承継する資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されていないため、本吸収分割後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

さらに、承継会社において、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上

別紙１　吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

昭和電工株式会社（以下「**甲**」という。）と昭和アルミニウム缶株式会社（以下「**乙**」という。）は、甲が営むアルミ缶事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本分割**」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条　（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第 6 条に定義する。以下同じ。）をもって、本分割により、甲の営むアルミ缶事業（以下「**本事業**」という。）に関して、第 3 条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条　（分割当事会社の商号及び住所）

本分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、次のとおりとする。

① 甲（吸収分割会社）
　商号：昭和電工株式会社
　住所：東京都港区芝大門一丁目 13 番 9 号

② 乙（吸収分割承継会社）
　商号：昭和アルミニウム缶株式会社
　住所：東京都品川区西五反田一丁目 30 番 2 号

第3条　（承継する権利義務）

1. 乙が本分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 甲は、本分割の効力発生後に前項に基づき甲から乙に承継された債務について履行その他の負担をした場合、乙に対して、当該負担の全額について求償することができる。
3. 乙は、本分割の効力発生後に第 1 項に基づき甲から乙に承継された債務以外の甲の債務について履行その他の負担をした場合、甲に対して、当該負担の全額について求償することができる。

第4条　（本分割の対価）

乙は、本分割に際し、甲に対して、乙が前条に基づき承継する権利義務に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

第5条　（乙の資本金及び準備金の額）

本分割に際し、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

第6条　（本分割の効力発生日）

本分割が効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2021 年 6 月 1 日とする。ただし、本分割の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、合意によりこ

れを変更することができる。

第7条　（本契約の承認手続）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本分割を行う。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本分割を行う。

第8条　（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降も、会社法第 21 条に規定される義務を負わない。

第9条　（本契約の変更・解除）

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日に至る間に、甲又は乙の財産その他の権利義務又は経営状況に重大な悪影響が生じたとき、その他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときには、甲及び乙の合意により、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条　（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認若しくは許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第11条　（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第12条　（管轄）

甲及び乙は、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第13条　（誠実協議）

甲及び乙は、本契約の解釈に疑義のある事項又は本契約に規定のない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議のうえ決定する。

（本頁以下余白）

以上の合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各自署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2021年4月21日

甲（吸収分割会社）：
東京都港区芝大門一丁目13番9号
昭和電工株式会社
代表取締役社長　森川　宏平　(印)

乙（吸収分割承継会社）：

東京都品川区西五反田一丁目 30 番 2 号

昭和アルミニウム缶株式会社

代表取締役社長　田代　泰　　（印）

別紙

承継権利義務明細表

乙が、甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、次に掲げる権利義務であって、本効力発生日において甲に帰属する権利義務とする。

1. 承継する資産

本効力発生日現在の本事業のみに関連する以下の資産を含む、全ての資産（但し、いかなる記載にもかかわらず、以下において明示的に承継対象と記載されている金額以外の現預金は含まれず、また除外と記載されている資産については除外されるものとする。本分割による承継につき、第三者の承諾が必要となる場合、本効力発生日までの間に当該第三者の承諾を得られたものに限る。）。なお、本分割契約作成後、①承継する資産に含まれるか明らかではない資産がある場合、また②承継する資産に含まれないと甲が判断する資産がある場合には、甲乙誠実に協議の上、これを甲が決定するものとする。

(1) 流動資産

- 以下で承継対象外となる流動化済みの売掛金及び受取手形の合計額と同額の現預金
- 売掛金（額面金額）
- 受取手形（額面金額）
- 立替金
- 未収入金（設備以外）
- その他流動資産

但し、下記の流動資産については、承継対象外とする。

- 流動化済みの売掛金
- 流動化済みの受取手形
- デリバティブ資産
- 短期貸付金

(2) 固定資産

- 投資有価証券（株式会社昭和アルミニウム缶リサイクルセンター株式を含む。）
- 前払年金費用

但し、下記の固定資産については、承継対象外とする。

- 投資有価証券（アサヒグループホールディングス株式会社株式（1,340,000 株）、乙株式（216,000 株）、及び Hanacans Joint Stock Company 株式（671,977 株））

2. 承継する債務

本効力発生日現在の本事業のみに関する以下の債務（但し、本分割による承継につき、第三者の承諾が必要となる場合、本効力発生日までの間に当該第三者の承諾を得られたものに限る。）を含む本事業に関連する全ての債務（簿外債務、潜在債務その他の未発生のものも含む。）。なお、本分割契約作成後、①承継する債務に含まれるか明らかではない負債が

ある場合、また②乙が承継しない負債に含まれないと甲が判断する負債がある場合には、甲乙誠実に協議の上、これを甲が決定するものとする。

(1) 流動負債

- 買掛金
- 未払金
- その他流動負債

3. 承継する契約上の地位及びこれに付随する権利義務（雇用契約を除く。）

本効力発生日現在、①本事業のみに関して締結されている契約（但し、甲が本事業に関して販売先（アサヒビール株式会社、サントリーグループ、サッポロビール株式会社及びキリンビール株式会社を含む。）と締結している契約を含むものとするが、本分割による承継につき、第三者の承諾が必要となる場合、本効力発生日までの間に当該第三者の承諾を得られたものに限る。）及び②当該契約に起因又は関連する一切の債務（簿外債務、潜在債務その他の未発生のものも含む。）。但し、甲の Carabao Group Public Company Limited に対する Asia Can Manufacturing Co., Ltd.株式の譲渡に係る契約、並びに甲及び Novelis Korea Limited 間の 2019 年 11 月 20 日付 2020～2022 Sales Agreement Showa Aluminum Can、並びにこれらの契約に起因又は関連する一切の債務を除く。なお、本分割契約作成後、①承継する契約に含まれるか明らかではない契約がある場合、また②乙が承継する契約に含まれないと甲が判断する契約がある場合には、甲乙誠実に協議の上、これを甲が決定するものとする。

4. 知的財産権・許認可等

(1) 別添「承継対象知的財産権」に掲げる知的財産権（但し、本分割による承継につき、第三者の承諾が必要となる場合、本効力発生日までの間に当該第三者の承諾を得られたものに限る。）。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲が新たに出願を行った本事業に関する知的財産権は承継対象権利義務に含めるものとする。

(2) 法令上承継可能な本事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等

上記第 1 項から第 4 項の規定に拘わらず、本契約締結後に法令その他の規制上、本分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継により甲又は乙において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、両者協議し合意の上、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

出願番号	出願日	公開・公表番号	公開・公表日	公告・登録番号	公告・登録公報発行日	発明等の名称	出願人・権利者(最新)
特願2013-178943	2009/12/21	特開2013-233467	2013/11/21	特許05649700	2015/1/7	物品および装着部材	昭和電工株式会社;昭和アルミニウム缶株式会社
特願2010-175184	2010/8/4	特開2012-034734	2012/2/23	特許05783691	2015/9/24	容器	昭和電工株式会社;昭和アルミニウム缶株式会社
特願2010-167432	2010/7/26	特開2012-025455	2012/2/9	特許05530847	2014/6/25	キャップ、容器、および陳列システム	昭和電工株式会社;昭和アルミニウム缶株式会社
特願2010-145660	2010/6/25	特開2012-005716	2012/1/12	特許05613476	2014/10/22	陳列システム、陳列装置、および、回転ユニット	昭和電工株式会社;昭和アルミニウム缶株式会社
特願2010-174443	2010/8/3	特開2011-235077	2011/11/24	特許05610906	2014/10/22	設置ユニット	昭和電工株式会社;昭和アルミニウム缶株式会社
特願2009-289401	2009/12/21	特開2010-259773	2010/11/18	特許04550158	2010/9/22	陳列システム、陳列装置、容器陳列システム、容器、およびフィルム	昭和電工株式会社;昭和アルミニウム缶株式会社

別紙２　承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第５３期

事　業　報　告

（自 令和 2年 1月 1日
至 令和 2年 12月31日）

昭和アルミニウム缶株式会社

事　業　報　告

自 令和　２年　１月　１日
至 令和　２年１２月３１日

１．当社の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当事業年度の日本経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の抑制により極めて厳しく、各種政策の効果や世界経済の改善に向けた取り組みが行われているものの先行きが不透明な状況となっています。

当社の主要顧客のビール業界では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により外食産業の低迷や外出自粛の影響により、ビール類全体の課税出荷量は前年比90.7%と大きく前年割れとなる厳しい状況が続いております。また、当社が供給しているアルミ缶市場については、家飲み需要に支えられビール系飲料は増加も、ソフトドリンク向けは自動販売機や都心エリアのコンビニエンスストアーでの販売が減少し、ほぼ前年並みとなりました。

このような状況の中、当社の年間販売量は、一部顧客への拡販が顕現しましたが、コーヒー缶の契約終了及び生産ライン再編により、缶体は、前年比８億５４百万缶減少の２３億９０百万缶となりました。
缶蓋につきましても同様に、前年比９億９２百万枚減少の２２億１６百万枚となりました。

この結果、年間の売上高は、前年比９１億４６百万円減収の２７３億４１百万円となりました。

営業損益は、生産ライン再編による製造固定費の減少や当社製品の主要材料であるアルミニウム新塊及び再生塊の調達価格低下、また海外材比率の上昇などの原価好転要因はありましたが、販売数量減少によるマイナス要因が上回り、前年比４億５８百万円減益の７億９５百万円の利益となりました。

経常損益は、子会社であるHanacans Joint Stock Companyからの配当金がありましたが、ライン休止費用を計上したことにより、前期比４億６２百万円減益の８億２百万円の利益となりました。

当期純損益は、前年度に計上した生産ライン再編による減損損失および事業構造改善費用の特別損失が大きく減少したこと、また課税所得減少に伴う法人税の減少と繰延税金資産（純額）の増加に伴う法人税等調整額の増加の影響はありますが、前年比１７億４９百万円増益の１３億３５百万円の利益となりました。

(2)設備投資等の状況

当期は、各工場で生産安定化、設備近代化のための工事を実施し、設備投資額は合計１０億２１百万円となりました。

当期に投資しました主要な設備の内容は次のとおりであります。

小山工場	缶体・蓋生産設備の改善
彦根工場	缶体生産設備の改善
大牟田工場	缶体生産設備の改善
技術センター	生産設備の開発

(3)対処すべき課題

国内においては、前事業年度に意思決定した生産ラインの再編が計画通り完遂しました。来期は、新体制のもと、販売価格面で取り組んできた地金連動価格制の顧客への適用と定着、コスト面では主要材料の海外材使用比率の引き上げ等によるコストダウンを推進し、安定生産及び利益率の向上を目指します。

海外においては、子会社Hanacans Joint Stock Companyのベトナム南部の拠点、ブンタウ新工場建設が計画通り完遂しベトナム全土をカバーする北中南部３拠点体制となりました。来期においては、更なる生産性向上と安定生産、販売量拡大に向け取り組んでいきます。

(4)財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度 第５０期	平成30年度 第５１期	令和元年度 第５２期	令和２年度 第５３期(当期)
売上高	38,347	36,856	36,487	27,341
経常利益又は損失（△）	405	△ 494	1,264	802
当期純利益又は損失（△）	246	△ 8,277	△ 415	1,335
１株当たり当期純利益 又は損失（△）	1,138 円	△ 38,318 円	△ 1,919 円	6,179 円
総資産	46,647	35,481	35,579	29,347

(5)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係及び取引に関する事項

当社の親会社は昭和電工株式会社であり、同社は当社の株式を216,000株（出資比率100%）保有しております。

当社は親会社との間で「製品の販売業務」及び「資金の借入」等の取引を実施しております。

当該取引条件については、当社と関連を有さない他の当事者との通常取引を基礎として、公正かつ適正に決定しております。

当社取締役会は、この取引条件を把握し、当該取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

②子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Hanacans Joint Stock Company	620,779 百万ベトナムドン	99%	飲料用アルミニウム缶の製造・販売
株式会社昭和アルミ缶 リサイクリングセンター	100 百万円	65%	使用済みアルミ缶の回収及び再生処理

(6)主要な事業内容

飲料用アルミニウム缶の製造・販売

(7)主要な営業所および工場

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都品川区
小　山　工　場	栃木県小山市
彦　根　工　場	滋賀県彦根市
大　牟　田　工　場	福岡県大牟田市
技　術　セ　ン　タ　ー	栃木県小山市

(8)従業員の状況

従業員数	前期末増減数
387名	▲175名

（注） 従業員数には子会社への出向者11名は含まれておりません。

(9)主要な借入先

借入先	借入額
昭和電工株式会社	14,358百万円

2．会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数　216,000株

(2)株主数　1名

(3)株主

株主名	持株数	持株比率
昭和電工株式会社	216,000株	100%

3．会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等（令和2年12月31日現在）

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
田代　泰	取締役社長(代表取締役)	株式会社昭和ｱﾙﾐ缶ﾘｻｲｸﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ
山口建次	取締役（彦根工場長）	
牧田秀一	取締役（小山工場長）	
髙崎完二	取締役	
江田浩之	取締役	昭和電工株式会社　執行役員
栃木雅晴	常勤監査役	
竹内元浩	監査役	昭和電工株式会社　常務執行役員
松島憲之	監査役	

当期中の取締役、監査役の異動

(1)令和2年1月6日付けで、常務取締役の小櫻啓一氏が辞任いたしました。

(2)令和2年1月6日開催の臨時株主総会において、新たに江田浩之氏が取締役に選任され、就任いたしました。

4．会計監査人の状況

会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

５．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の取締役会は、改正会社法および改正会社法施行規則に対応するため、平成27年7月31日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備にかかる基本方針」の一部を修正することを決議いたしました。改定後の基本方針は、次のとおりであります。

(1)業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

①当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、昭和電工グループ企業の一員としてコンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、基本方針である企業行動規範を制定し、その徹底を図ります。期初に企業倫理月間を設けコンプライアンスの再確認をし、担当部門による研修や部門のコンプライアンス推進活動を通じ、そのさらなる浸透を図ります。

違反行為については、再発防止の措置と適正な処分を行うとともに、評価に反映させます。また、内部牽制の徹底やグループとして運用する内部通報制度の活用により、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制について、適切な整備・運用を行います。

反社会的勢力とは、一切関係を持ちません。また、不当要求には一切応じません。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会や経営会議等の議事録、決裁書等職務の執行に係る情報を、社内規定により保存し管理します。また、情報の取扱いは、昭和電工の情報データベースおよびイントラネットを使用しているため、昭和電工の情報セキュリティ規程に基づき行い、個人情報の取扱いは個人情報管理規定等に基づき行います。

③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社および子会社に係る経営の重要事項について、経営会議において構成メンバーによる多面的な検討を行い、特に投資案件は、戦略性、リスク管理、進捗･成果管理の観点から重点的に審議を行います。また、当社事業の有するリスクの分析・評価を行い、リスク管理に取り組みます。

一方、環境保全、労働安全、保安防災、化学物質、品質、知的財産、公正取引、輸出管理および契約等に係る個別リスクは、担当部門で社内規定の制定およびマニュアルの作成･研修等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じてリスクの管理を行います。事故･災害等の危機発生時の対応は、非常対策本部の設置をはじめとして防災管理規定等の社内規定に基づき行います。

④当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社は、経営の基本施策を、グループ経営理念、連結中期経営計画、グループ経営方針に基づき策定し、年度の課題および目標値を年間実行計画（予算）として設定し、これに基づく業績管理を行います。

経営組織規定による業務分掌･職務権限の明確化および担当部門による事業の特性に応じた機動的な意思決定により、広範な業務を適正かつ効率的に行います。

⑤当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営の目指す方向は経営理念、中期経営計画、経営方針をグループ企業として共有し、年度経営方針、年間実行計画（予算）は、当社の経営の自主性を維持しつつグループの一員として遂行するとともに、親会社への業務報告等はグループ経営規程に基づき行います。

子会社に対し、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けます。

親会社の監査役および各内部監査部門による監査や診断等を活用し、経営の改善を進めます。また、監査役は、親会社の監査役との連携を図ります。

⑥当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するためのスタッフの配置を必要とした場合、その配置や評価等は、あらかじめ監査役と協議の上で行います。

⑦当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびにその他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な出席会議での付議事項の説明、決裁書や月次決算資料等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行います。

また、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

⑧その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準に準じて行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。

社長は、監査役と会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換を定期的に実施します。

会計監査人は、監査結果の報告等を通じて、監査役との連携を図ります。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、非常勤取締役１名を含む5名の取締役と非常勤監査役2名を含む3名の監査役で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席し、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する事項を議論したうえで決定し、取締役の業務の執行状況の監督を行っております。議場において各監査役は経営の監査を実施しております。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議・戦略会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役及び使用人から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を確保しており、経営監視機能の強化に努めております。

グループ会社の適正な業務を確保するための体制として「グループ会社経営規定」および子会社が当社に対し事前承認を求めるまたは報告すべき事項を定めた「事前協議事項と決裁基準」を運用しております。

当社が保有する秘密保持を要する情報管理については、平成29年7月31日の経営会議にて「秘密情報管理規定」を承認し、同年8月1日より運用を開始しております。

当社は、本基本方針に基づき、引き続き適切な内部統制システムの維持・整備に努めてまいります。

KPMG あずさ監査法人

計算書類及び監査報告書

昭和アルミニウム缶株式会社

第53期
自　2020 年 1 月 1 日
至　2020 年 12 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2021年2月

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

昭和アルミニウム缶株式会社
常勤監査役　栃木雅晴　殿
監査役　竹内元浩　殿
監査役　松島憲之　殿

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　會田大央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、昭和アルミニウム缶株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の親会社である昭和電工株式会社は、2021年１月28日に、アルミ缶事業の承継を含む一連の取引に関する基本契約をApollo Global Management　Inc.及びその関連会社が投資助言するファンドが保有する特別目的会社との間で締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2021年２月25日

昭和アルミニウム缶株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　會田 大央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、昭和アルミニウム缶株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の親会社である昭和電工株式会社は、2021年１月28日に、アルミ缶事業の承継を含む一連の取引に関する基本契約をApollo Global Management　Inc.及びその関連会社が投資助言するファンドが保有する特別目的会社との間で締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（令和２年１２月３１日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
Ⅰ流動資産	**8,681**	**Ⅰ流動負債**	**23,295**
1 現金及び預金	26	1 買掛金	7,113
2 売掛金	3,960	2 短期借入金	12,918
3 製品	1,178	3 一年内返済長期借入金	1,060
4 原料	485	4 未払金	1,281
5 作業屑	10	5 設備未払金	316
6 貯蔵品	860	6 リース債務	99
7 仕掛品	27	7 未払消費税	142
8 前払費用	82	8 未払費用	169
9 未収入金	2,051	9 預り金	74
10 その他	1	10 賞与引当金	124
Ⅱ固定資産	**20,666**	**Ⅱ固定負債**	**609**
1 有形固定資産	**5,908**	1 長期借入金	380
(1)建物	560	2 リース債務	122
(2)構築物	56	3 長期未払金	13
(3)機械装置	2,103	4 資産除去債務	94
(4)車両運搬具	11		
(5)工具・器具・備品	241		
(6)土地	2,398	**負債合計**	**23,904**
(7)リース資産	216	（純資産の部）	
(8)建設仮勘定	323	**Ⅰ株主資本**	**5,302**
2 無形固定資産	**50**	**1 資本金**	**2,160**
(1)ソフトウェア	48		
(2)その他	2	**2 利益剰余金**	**3,142**
3 投資その他の資産	**14,708**	**(1)利益準備金**	**540**
(1)投資有価証券	2,355	**(2)その他利益剰余金**	**2,602**
(2)関係会社株式	10,954	固定資産圧縮積立金	2
(3)長期前払費用	93	別途積立金	7,000
(4)前払年金費用	340	繰越利益剰余金	△ 4,400
(5)繰延税金資産	914		
(6)その他	54	**Ⅱ評価・換算差額等**	**141**
(7)貸倒引当金	△ 3	**1 その他有価証券評価差額金**	**141**
		純資産合計	**5,442**
資産合計	**29,347**	**負債純資産合計**	**29,347**

損 益 計 算 書

（自 令和２年１月１日　至 令和２年１２月３１日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ売上高		27,341
Ⅱ売上原価		23,345
売上総利益		3,996
Ⅲ販売費及び一般管理費		3,202
営業利益		795
Ⅳ営業外収益		
1　受取配当金	279	
2　雑収入	44	323
Ⅴ営業外費用		
1　支払利息	75	
2　雑損失	241	316
経常利益		802
Ⅵ特別利益		
1　投資有価証券売却益	248	
2　大量退職による終了損益	231	479
Ⅶ特別損失		
1　固定資産処分損	11	
2　転進支援措置に伴う退職加算金	71	
3　減損損失	9	
4　その他	20	111
税引前当期純利益		1,170
法人税、住民税及び事業税	△ 478	
法人税等調整額	313	△ 165
当期純利益		1,335

株主資本等変動計算書

（自令和２年１月１日　至 令和２年１２月３１日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金					株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
			固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,160	540	2	7,000	△5,735	1,807	3,967
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩			△0		0	－	－
当期純利益					1,335	1,335	1,335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△0	－	1,335	1,335	1,335
当期末残高	2,160	540	2	7,000	△4,400	3,142	5,302

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	751	751	4,718
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
当期純利益			1,335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△611	△611	△611
当期変動額合計	△611	△611	724
当期末残高	141	141	5,442

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

②有価証券

子会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ取引に係るﾘｰｽ資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当期の負担額を計上しております。

③退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。
なお、数理計算上の差異については、5年による按分額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

③金額の端数処理
百万円未満を四捨五入して表示しております。

２．会計方針の変更に関する注記

当事業年度からの変更はありません。

３．貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額　71,121 百万円

(2)保証債務の内容及び金額

保　証　先	金額（百万円）	内　　容
従　業　員	3	借入金(借換及び住宅資金）の債務保証

(3)国庫補助金による圧縮記帳をしている有形固定資産

土地	129 百万円

(4)関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権

売掛金	3,960 百万円
未収入金	518
立替金	0
計	4,478

短期金銭債務

買掛金	3,561 百万円
未払金	71
未払費用	6
預り金	0
短期借入金	12,918
一年内返済長期借入金	1,060
計	17,616

長期金銭債務

長期借入金	380 百万円
計	380

4．損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引

営業取引	売上高	27,341 百万円
	仕入高	9,442
	販売費及び一般管理費	20
	計	36,803
営業取引以外の取引		269 百万円

(2)転進支援措置に伴う退職加算金

当社は、前事業年度において、小山及び彦根工場の一部の生産ラインの停止を決定し、人員再配置対応費用の発生が見込まれることから、転進支援措置に伴う退職加算金として1,686百万円の特別損失を計上いたしました。

当事業年度において、退職加算金の金額が確定したことから71百万円の特別損失を計上いたしました。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項　　(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	216,000	—	—	216,000

(2) 配当に関する事項

①当期中に配当は、実施しておりません。

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和3年3月31日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	667 百万円	3,090 円	令和2年12月31日	令和3年3月31日

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金繰入超過額	38 百万円
PCB/アスベスト処理費用引当	29
ゴルフ会員権評価損	16
減損損失	2,084
一括償却資産損金算入超過額	12
未払事業税	6
繰延外国税額控除	29
税法上の繰越欠損金	270
その他	△0
繰延税金資産小計	2,485
評価性引当額	△1,397
繰延税金資産合計	1,087

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	62 百万円
前払年金費用	104
固定資産圧縮積立金	1
その他	6
繰延税金負債合計	173
繰延税金資産の純額	914 （資産・負債の相殺後）

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

（有形固定資産）

機械装置及び工具・器具・備品及び車両運搬具であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「(2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置	859	859	—

（注） 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

②支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	29 百万円
減価償却費相当額	29

③減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

８．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、「昭和電工グループ・キャッシュマネージメントシステム（ＣＭＳ）」を使用し、運転資金・設備資金が必要な場合には、短期・長期の借入金として調達しております。

営業債権である売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、昭和電工グループの債権保全制度に沿ってリスクの軽減を図り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、投資有価証券は、株式であり上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業費用に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資等に係る資金調達であります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

令和2年12月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(注1)	時価(注1)	差額
①現金及び預金	26	26	－
②売掛金	3,960	3,960	－
③未収入金	2,051	2,051	－
④投資有価証券	2,355	2,355	－
資産計	8,392	8,392	－
⑤買掛金	7,113	7,113	－
⑥短期借入金	12,918	12,918	－
⑦一年内返済長期借入金	1,060	1,061	1
⑧未払金	1,281	1,281	－
⑨設備未払金	316	316	－
⑩長期借入金	380	381	1
負債計	23,067	23,068	2

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

①現金及び預金、②売掛金、並びに③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

時価については株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,152	2,355	203
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
合　計		2,152	2,355	203

負　債

⑤買掛金、⑥短期借入金、⑧未払金、並びに⑨設備未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦一年内返済長期借入金、並びに⑩長期借入金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	―
関係会社株式	10,954

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「④投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
売掛金	3,960
未収入金	2,051
合計	6,011

(注4)長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
一年内長期	1,060	―	―	―	―	―
長　　期	―	380	―	―	―	―

9．関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び主要株主等

種類	会社の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額(百万円)	期末残高(百万円)	
親会社	昭和電工㈱	東京都港区	140,564	化学製造業	被所有100%	当社製品の販売 役員の兼任	営業取引	売上	27,234	売掛金	3,960
								仕入	8,414	買掛金	3,535
							資金の返済		818	借入金	14,358
							利息の支払		70	未払費用	6

(注)　1.販売価格及び仕入価格の決定方法等は、市場価格を勘案して決定しております。
また、利率等は市場金利を勘案して決定しております。
2.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2)子会社

会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額(百万円)	期末残高(百万円)	
Hanacans Joint Stock Company	ﾍﾞﾄﾅﾑ国ﾊﾞｸﾆﾝ省	620,779百万ﾍﾞﾄﾅﾑﾄﾞﾝ	飲料用ｱﾙﾐﾆｳﾑ缶の製造・販売	所有99%	役員の兼任	営業取引	仕入	23	―	―
							配当の受取	194	―	―
㈱昭和ｱﾙﾐ缶ﾘｻｲｸﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	東京都品川区	100百万円	ｱﾙﾐ合金の再加工	所有65%	再生地金の購入 役員の兼任	営業取引	仕入	1,006	買掛金	26

(注)　1.取引条件及び取引条件の決定方法等は、一般取引先と同様であります。
2.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

１０．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	25,195円 80銭
１株当たり当期純利益金額	6,179円 28銭

１１．重要な後発事象

（親会社におけるアルミ缶事業の承継を含む一連の取引に関する基本契約の締結）

当社の親会社である昭和電工株式会社は、令和3年1月28日に、令和3年6月1日を効力発生日（予定）として、会社分割（吸収分割）により昭和電工株式会社のアルミ缶事業を当社に継承することを含む一連の取引に関する基本契約（以下、本基本契約）をApollo Global Management Inc及びその関連会社が投資助言するファンドが保有する特別目的会社（以下、Apollo）との間で締結した。本基本契約に基づく一連の取引により、当社は昭和電工株式会社の連結子会社から外れる一方で、独立会社としてApolloに引き継がれる見込みである。

会社分割及び一連の取引の日程は以下の通り。

基本契約締結日	令和3年1月28日
吸収分割契約締結日	令和3年4月21日（予定）
吸収分割効力発生日	令和3年6月 1日（予定）

会社法第435条第2項による

計算書類に係る附属明細書

第53期

自　令和　2年　1月　1日

至　令和　2年12月31日

昭和アルミニウム缶株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	583	112	10 (—)	125	560	12,418	12,978
	構築物	54	9	0 (—)	7	56	1,171	1,227
	機械装置	1,756	680	6 (—)	327	2,103	53,687	55,790
	車両運搬具	6	9	0 (—)	3	11	67	79
	工具・器具・備品	204	148	2 (—)	109	241	3,549	3,791
	土地	2,398	—	— (—)	—	2,398	—	2,398
	リース資産	176	135	64 (—)	31	216	227	443
	建設仮勘定	261	1,021	959 (9)	—	323	—	323
	計	5,438	1,979	1,041 (9)	603	5,908	71,121	77,029
無形固定資産	ソフトウェア	62	1	0 (—)	15	48		
	その他	2	—	— (—)	—	2		
	計	65	1	0 (—)	15	50		

(1) 主な増加内訳

機械装置	小山工場	缶体・蓋生産設備の改善	234 百万円
	彦根工場	缶体生産設備の改善	328 百万円
	大牟田工場	缶体生産設備の改善	111 百万円
	技術ｾﾝﾀｰ	生産設備の開発	8 百万円

(2)「当期減少額」欄の（ ）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	3	—	—	3
賞与引当金	182	124	182	124
退職給付引当金	△170	264	435	△340
事業構造改善引当金	1,686	76	1,762	—

注）退職給付引当金は、貸借対照表・投資その他の資産に「前払年金費用」として表示しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額	摘要
1 販売運賃・倉庫料	1,964	
2 その他の販売費	1	
3 役員報酬	92	
4 給与手当	360	
5 従業員賞与	185	
6 退職給付費用	44	
7 福利厚生費	124	
8 旅費・交通費	17	
9 交際費	16	
10 支払手数料	116	
11 業務委託料	46	
12 租税・公費	31	
13 賃借料	34	
14 消耗品費	4	
15 減価償却費	67	
16 水道光熱費	8	
17 保険料	7	
18 通信費	12	
19 修繕費	10	
20 研究開発費	60	
21 その他の経費	3	
計	3,202	